

茨城県入港料 港湾名…鹿島港、茨城港

1.料率

種 別		単 位	料 率	備 考
入港料 Harbor Entry Fees	外航船舶 Ocean Going Vessels	入港1回につき、総トン数1トンまでごとに About arrival in port once every to aggregate tonnage 1ton	2円	
	外航船舶以外の船舶 Coastal Vessels		1円10銭	

2.入港回数の計算

- 1日の入港回数(鹿島港及び茨城港のいずれにも入港する場合には、その合計回数とする。)が2回以上の船舶については、1回とする。
- 1月の入港回数(前号の規定の適用がある場合には、同号の規定適用後の回数とし、日を異にして鹿島港及び茨城港のいずれにも入港する場合には、その合計回数とする。)が11回以上の船舶については、10回とする。

- 【備考】
- 1.外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
 - 2.総トン数700トン未満の船舶、港湾区域を単に通過する船舶、及び海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶からは、入港料を徴収しない。

茨城県港湾施設使用料 港湾名…鹿島港、茨城港

1.港湾施設の使用料 The fee for use of the ports and the harbor facilities

種 別 Classification		単 位 A unit	使用料 The fee for use	備 考	
岸壁・物揚場 Ships Other Than Regular Scheduled Ships	定期船以外の船舶	外航船舶 Ocean Going Vessels	12時間まで Until 12 hours	6円75銭	船舶総トン数 1トンにつき Per ton of gross tonnage
		内航船舶 Coastal Vessels		7円43銭	
	外航船舶 Ocean Going Vessels	12時間を超え24時間まで Between 12 and 24 hours	9円		
		内航船舶 Coastal Vessels	24時間を超えるときは、12時間までごとに Every 12hours over 24 hours	9円90銭	
	定期船 Regular Scheduled Ships	外航船舶 Ocean Going Vessels	24時間を超え、12時間までごとに Every 12hours over 24 hours	4円50銭	
		内航船舶 Coastal Vessels	24時間を超え、12時間までごとに Every 12hours over 24 hours	4円95銭	
	外航船舶 Ocean Going Vessels	24時間まで Up to 24 hours	3円		
		内航船舶 Coastal Vessels	24時間を超え、12時間までごとに Every 12hours over 24 hours	3円30銭	
外航船舶 Ocean Going Vessels	24時間を超え、12時間までごとに Every 12hours over 24 hours	1円50銭			
	内航船舶 Coastal Vessels	24時間を超え、12時間までごとに Every 12hours over 24 hours	1円65銭		
軌道走行式荷役機械 Gantry Crane	ガントリークレーン	月～土(休日を除く) 8:00～22:00 Between 8a.m. and 10p.m. from Monday to Saturday(except holiday)	1基30分につき Per 30 minutes	33,520円	休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。 ※12月29日～1月3日も含む
		月～土(休日を除く)の 上記以外の時間、日曜日・休日 Except above time from Monday to Saturday(except holiday), Sunday, Holiday		29,330円	
引込みクレーン式アンローダ Unloader		1基30分につき Per 30minutes		24,200円	
荷さばき地 Cargo Handling Yard	未舗装箇所 Unpaved Area	1平方メートル1日につき Daily rate per 1㎡		4円40銭	
	舗装箇所 Paved Area			6円60銭	
上 屋 Cargo Shed	15日までの期間 15 days	1平方メートル 1日につき Per day of 1㎡		16円50銭	くん蒸を行う場合にあっては、左記の区分により算出した合計額に1平方メートルにつき112円を加算する。
			16日～30日までの期間 16 to 30 days	33円	
			30日を超える期間 Over 30 days	66円	
旅客待合所 Facility for passenger waiting	1平方メートル1月につき Per month of 1㎡			2,773円27銭	
管 理 棟 Administration facility	1平方メートル1月につき Per month of 1㎡			1,881円5銭	

種 別		単 位	使用料	備 考	
野 積 場 Open Freight Yard	未舗装箇所 Unpaved Area	1平方メートル1日につき Dairy rate per 1㎡		4円40銭	
	舗装箇所 Paved Area			6円60銭	
陸上貯木場 Land Saving Yard		1平方メートル1日につき Dairy rate per 1㎡		2円20銭	
給 水 施 設 Water Supply Institution	外航船舶 Ocean Going Vessels	執務時間内 During office hours	給水量 1トンにつき Per ton of amount to water	350円	
				内航船舶 Coastal Vessels	385円
	外航船舶 Ocean Going Vessels	執務時間外 Off the office hours		525円	
				内航船舶 Coastal Vessels	577円50銭
船員待合所 Facility for crew waiting	1平方メートル1月につき Per month of 1㎡		257円66銭		
港湾施設の用地	建物敷地類 Building lot	1平方メートル1年につき Per year of 1㎡		1,030円	専ら漁業の用に供するものにあつては、150円
	係船柱 Bollard	1本1年につき Per year of one		1,360円	
	軌道施設類 Orbit facilities	1平方メートル1年につき Per year of 1㎡		2,430円	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者若しくは索道事業者がその鉄道事業若しくは索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供するもの又は軌道法(大正10年法律第76号)によるものを除く。
	駐車場類 Parking lot	15日まで Until 15 days	1平方メートルにつき Per 1㎡		52円
15日を超えるとき Over 15 days		1平方メートル1月につき Per month of 1㎡		90円	

- 【備考】
1. 外航船舶とは、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
 2. 内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう。
 3. 使用料の総額が100円未満であるときは、100円とする。
 4. 「電柱類(本柱、支柱、支線柱、支線、H柱、2脚以下の鉄塔等)」「架空管類」「鉄塔類」「地下埋設物類」「地下施設類」「工事用施設類(詰所、板囲、足場、材料置場等)」の使用料については、掲載省略。

詳しくはホームページをご覧ください。

茨城県 入港料・施設利用料 検索